

台風災害防止措置

別表 1

区分	発令基準	実施事項
注意喚起	高松港が台風の予想進路上にあり、その強風域（風速 15m/s 以上）（以下「強風域」という。）に入ると予想される 24 時間前までに行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の気象情報等を収集し、台風の動向等に留意する。 ・船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。
第 1 警戒体制 （準備体制）	<p>高松港が台風の強風域に入ると予想される 6 時間前までに発令する。</p> <p>ただし、最大風速 40m/s 以上の暴風域（風速 25m/s 以上）（以下「暴風域」という。）の直撃を受けることが必至とされる場合には、早期避難による安全を確保するため、強風域に入ると予想される 24 時間前までに発令することとし、この場合、注意喚起の発令は行わない。</p> <p>なお、海上保安庁長官による「湾外避難勧告」が発令されている場合は、湾外避難対象船舶にあつては、「湾外避難勧告」に基づき対応すること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 フェリー及び旅客船は、運航を中止する必要があることを利用者等に周知する。 2 貨物船及び危険物積載船等は、安全に避難できる時間を考慮して、実施中の荷役等の中止を判断し、荒天準備を整え、必要に応じて直ちに運航できるよう措置する。 3 作業船、舢艀等は、荒天準備を整え、安全な場所へ避難する。 4 漁船及びプレジャーボート等の小型船舶は、安全な場所に避難、係留強化、陸揚げ固縛等の荒天準備を整え、流出防止措置を執る。 5 木材、資機材等の流出防止措置を執る。 6 総トン数 1,000 トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせる。
第 2 警戒体制 （避難勧告）	<p>高松港が台風の暴風域に入ると予想される 6 時間前までに発令する。</p> <p>なお、海上保安庁長官による「湾外避難勧告」が発令されている場合は、湾外避難対象船舶にあつては、「湾外避難勧告」に基づき対応すること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 フェリー及び旅客船は、運航中止予定を利用者等に周知する。 2 船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制を執る。 3 総トン数 1,000 トン以上の船舶及び危険物積載船は、速やかに港域外に避難する。 4 総トン数 1,000 トン未満の船舶は、離岸して安全な場所に避難する。 ただし、堪航性の不十分な船舶等は、係留強化等による避難を可とする。 5 小型船舶は、安全な場所への避難、係留強化等の流出防止措置を完了する。 6 木材、資機材等の流出防止措置を完了する。 7 船舶は、避難の妨げとなる航路及び港の出入口付近に停泊してはならない。
解除	高松港が暴風域外となった後、高松港及び周辺の風速等を勘案して、まもなく平穏になると予想されるとき解除する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 係留施設の情報等を入手し、安全を確認して入港する。 2 吹き返しによる突風、漂流物等に注意して入港する。

注) 1 港内在泊船等は、上記措置によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守すること。

2 VHF 搭載船は、国際 VHF16ch を聴守すること。

3 AIS 搭載船は、常時 AIS を作動させ、適正な入力を行うこと。